

鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全安心まちづくり推進のため、自治会・町内会等の自主防犯活動団体が設置する地域防犯カメラの設置に係る費用並びに更新及び修繕に係る費用に対する補助金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 地域防犯カメラ 地域における犯罪の抑止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために、特定の場所に固定して設置する映像撮影機器であって、録画機能があるものをいう。
- (2) 自主防犯活動団体 自治会・町内会など地域住民で組織された団体又は鎌倉市商店街連合会に加盟している商店街団体であって、地域の安全安心まちづくりの推進に係る自主的な防犯活動を行う団体（以下「団体」という。）をいう。

(設置基準等)

第3条 補助の対象となる地域防犯カメラの設置は、次の各号に定める基準によるものとする。ただし、市長が特に必要であると認める場合にあってはこの限りではない。

- (1) 団体が設置する地域防犯カメラであること。
- (2) 個人のプライバシーの保護に十分配慮し、目的の達成に必要な撮影範囲に限定されるものであること。
- (3) 交通等の妨げにならない場所に、設置するものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、市内において設置し、又は所有する地域防犯カメラに要する費用のうち、保守費用、電気料金等の維持管理費等を除く次の費用とする。

- (1) 地域防犯カメラの機器購入費用及びリース費用（契約満了時に所有権移転するものに限る。）並びに設置工事費用（地域防犯カメラの設置を示す看板等の設置を含む。）
- (2) 更新費用及び修繕費用（団体が所有する地域防犯カメラに限る。）

(補助金の額)

第5条 設置費に係る補助金の額は、1台につき、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）と、285,000円（ソーラー型にあっては340,000円）のいずれか低い額とする。

- 2 更新費に係る補助金の額は、1台につき、更新費に4分の3を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）と、190,000円（機能強化を伴うものにあっては285,000円（ソーラー型にあっては340,000円））のいずれか低い額とする。
- 3 修繕費に係る補助金の額は、1台につき、修繕費に4分の3を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）と、100,000円のいずれか低い額とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、交付申請の前に地域防犯カメラの設置場所、設

置時期及び撮影範囲等について、市長と事前協議を行うものとする。

(交付申請)

第7条 設置費に係る補助金の申請を行う団体は、地域防犯カメラ設置費等補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域防犯カメラ設置費等補助事業計画書(第2号様式)
- (2) 地域防犯カメラ設置費等補助事業収支予算書(第3号様式)
- (3) 団体調書(第4号様式)及び団体規約の写し
- (4) 地域防犯カメラ設置見積書
- (5) 地域防犯カメラの仕様が分かる書類(仕様書等)
- (6) 地域防犯カメラ設置場所の図面(地図等)及び写真
- (7) 地域防犯カメラ設置に関する管轄警察署との協議報告書(第5号様式)
- (8) 団体が定めた地域防犯カメラの設置及び運用要領
- (9) 団体が地域防犯カメラの設置を決定した資料
- (10) 団体役員名簿
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 更新費又は修繕費に係る補助金の申請を行う団体は、地域防犯カメラ設置費等補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体調書(第4号様式)及び団体規約の写し
- (2) 施行場所の図面(地図等)及び写真
- (3) 地域防犯カメラ更新費又は修繕費用見積書
- (4) 当該防犯カメラがこの要綱に基づく補助金の交付を受けずに設置された場合は、その所有者が当該団体である事を証する書類
- (5) 団体役員名簿
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により、補助金の交付申請があったときは、審査の上、適当と認められたものについて、補助金の交付の決定を行い、地域防犯カメラ設置費等補助金交付決定通知書(第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、地域防犯カメラ設置費等補助金審査結果通知書(第7号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をする際は、次の各号に定める指示又は条件を付するものとする。

- (1) 別に定める「鎌倉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った適切な管理・運用を行うこと。
- (2) 地域防犯カメラ管理責任者に変更があった場合は、届け出ること。
- (3) 市長が調査又は資料の提出を求めたときは、誠意を持って対応すること。

- (4) 犯罪捜査等のため、警察等から地域防犯カメラの画像の提供を求められたときは、「鎌倉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って適切に対応すること。
- (5) 申請者は、ネットワークカメラ(有線または無線でインターネットに繋がるネットワークを通じて、撮影した画像を確認できる地域防犯カメラ)を設置する場合は、パスワードを適時・適切に更新するほか、不正アクセスを防ぐため、プログラム等を最新の状態に更新するなど、適切なセキュリティ対策を講じること。

(変更の承認)

第10条 申請者は、地域防犯カメラ設置等の事業計画の内容を変更しようとするときは、速やかに地域防犯カメラ設置費等補助事業計画変更申請書(第8号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、審査の上、適当と認めるものについて、地域防犯カメラ設置費等補助金変更交付決定通知書(第9号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、地域防犯カメラ設置費等補助事業実績報告書(第10号様式)に次に掲げる関係書類を添えて、当該年度中に市長へ報告しなければならない。

- (1) 地域防犯カメラ設置費等補助事業結果報告書(第11号様式)

- (2) 地域防犯カメラ設置費等補助事業収支決算書(第12号様式)

ただし、更新・修繕の場合は省略とする。

- (3) 地域防犯カメラの設置(更新・修繕)に要した経費の支払い領収書の写し

- (4) 地域防犯カメラ設置(更新・修繕)場所の確定図面(地図等)及び設置(更新・修繕)後の写真

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該実績報告書及び添付書類等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、地域防犯カメラ設置費等補助金額確定通知書(第13号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書により市長に請求しなければならない。

(是正のための措置)

第13条 市長は、前条の規定による審査をした結果、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを審査し、適合していないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを申請者に命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第14条 申請者は、設置費に係る補助金により取得した防犯カメラを市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は

廃棄してはならない。ただし、申請者が交付を受けた補助金の全部に相当する額を市に納付した場合又は5年を経過した場合は、この限りではない。

(関係書類の保管)

第15条 申請者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から10年間保管しなければならない。

(暴力団の排除)

第16条 鎌倉市暴力団排除条例の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

2 市長は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止又は変更したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (5) 前条第1項に該当するとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

2 市長は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金返還を命ずるものとする。

(その他)

第19条 地域防犯カメラの設置、更新、修繕に係る費用に対する補助金については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年10月7日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年5月24日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年3月28日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年5月26日から施行する。

(補助金の額の特例)

2 第5条第1項及び第2項に規定する補助金の額については、令和7年度に限り、同条中「4分の3」とあるのは「10分の9」と、同条中「285,000円（ソーラー型にあつては340,000円）」とあるのは「300,000円」とする。

地域防犯カメラ設置費等補助金交付申請書	
年 月 日	
(あて先) 鎌倉市長	
所在地 団体名 代表者氏名 電話番号	
次のとおり交付していただきたく、鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金交付要綱を遵守することを条件として、同要綱第7条の規定により申請します。	
1 補助事業の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助事業
2 補助金の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金 ☐ 設置 ☐ 更新 ☐ 修繕
3 申請金額	円
4 添付書類	☐ 地域防犯カメラ設置費等補助事業計画書（第2号様式） ☐ 地域防犯カメラ設置費等補助事業収支予算書（第3号様式） ☐ 団体調書（第4号様式）及び団体規約の写し ☐ 地域防犯カメラ設置（更新・修繕）見積書 ☐ 地域防犯カメラの仕様が分かる書類（仕様書等） ☐ 地域防犯カメラ設置場所の図面（地図等）及び写真 ☐ 地域防犯カメラ設置に関する管轄警察署との協議報告書（第5号様式） ☐ 団体が定めた地域防犯カメラの設置及び運用要領 ☐ 地域防犯カメラの設置を決定した資料 ☐ 団体役員名簿（氏名、住所、生年月日が明記されたもの） ☐ その他（ ）
5 鎌倉市暴力団排除条例に基づいた照会について	☐ 鎌倉市暴力団排除条例に基づき申請書類に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することに同意します。

地域防犯カメラ設置費等補助事業計画書 年 月 日 (あて先) 鎌 倉 市 長 所在地 団体名 代表者氏名 電話番号	
1 設 置 場 所	
2 設 置 台 数	
3 撮 影 範 囲	
4 予 定 工 期	(着工) 年 月 日 (完成) 年 月 日
5 予 定 事 業 費	
6 防犯活動の内容	
7 期待される効果	
8 備 考	

地域防犯カメラ設置費等補助事業収支予算書

内 訳	予算額	備 考
1 収入の部	円	
収入合計	円	
2 支出の部	円	
支出合計	円	

団 体 調 書

1 団 体 名	
2 団体代表者氏名	
3 団体の所在地	
4 担当者連絡先	(住所) (氏名) (電話)
5 設 立 年 月 日	
6 構成員数（会員数）	
7 団 体 の 目 的	
8 主な活動内容	
9 年 間 予 算	年度 円

※団体規約の写しを添付してください。

地域防犯カメラ設置に関する管轄警察署との協議報告書 年 月 日 (あて先) 鎌 倉 市 長 所在地 団体名 代表者氏名 電話番号 地域防犯カメラの設置等について、次のとおり _____ 警察署と協議した結果、問題は認められなかったので報告します。	
1 実 施 日	年 月 日
2 設置予定場所	
3 設 置 台 数	
4 備 考	

地域防犯カメラ設置費等補助金交付決定通知書

鎌 倉 市 第 〇 号
年 月 日

様

鎌 倉 市 長 印

年 月 日付で提出のあった交付申請については、鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金交付要綱を遵守することを条件に次のとおり決定したので、同要綱第8条の規定により通知します。

1 補 助 事 業 の 名 称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助事業
2 補 助 金 の 名 称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金 ☐ 設置 ☐ 更新 ☐ 修繕
3 交 付 金 額	円
4 交 付 条 件	(1) この補助金は、鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助事業のために交付するものであり、目的外への使用は一切しないこと。 (2) 市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。 (3) 不正な方法により補助金の交付を受けたことが判明した場合には、補助金交付の決定が取り消され、交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものであること。 (4) 補助事業が完了したときは、事業実績報告書に必要書類を添付し、市長に提出すること。

地域防犯カメラ設置費等補助金審査結果通知書

鎌 倉 市 第 〇 号
年 月 日

様

鎌 倉 市 長 印

年 月 日付で提出のあった地域防犯カメラ設置費等補助金交付申請については、審査の結果、次のとおり、不交付となりましたので通知します。

1 補助事業の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助事業
2 補助金の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金 ☐ 設置 ☐ 更新 ☐ 修繕
3 不交付理由	
4 備考	

地域防犯カメラ設置費等補助事業計画変更申請書

年 月 日

(あて先) 鎌 倉 市 長

所 在 地
団 体 名
代表者氏名
電話番号

次のとおり事業計画を変更したいので、鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

1 補助事業の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助事業		
2 補助金の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金	☐ 設置	☐ 更新
		☐ 修繕	
3 変更の内容			
4 変更年月日	年 月 日		
5 変更の理由			
6 添付書類			
7 備考			

地域防犯カメラ設置費等補助金変更交付決定通知書

年 月 日

様

鎌倉市長 印

次のとおり 年 月 日付で提出のあった補助事業計画変更申請書について、審査の結果、適当と認められますので通知します。

1 補助事業の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助事業		
2 補助金の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金	☐ 設置	☐ 更新
		☐ 修繕	
3 変更の内容			
4 変更年月日	年 月 日		
5 備考			

地域防犯カメラ設置費等補助事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 鎌 倉 市 長

所 在 地
団 体 名
代表者氏名
電話番号

次のとおり鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金交付要綱第 11 条の規定により報告します。

1 補助事業の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助事業
2 補助金の名称	鎌倉市地域防犯カメラ設置費等補助金 ☐ 設置 ☐ 更新 ☐ 修繕
3 補助金額	円
4 工期年月日	(着工) 年 月 日 (完成) 年 月 日
5 事業結果の説明	別紙のとおり
6 添付書類	☐ 地域防犯カメラ設置費等補助事業結果報告書（第 11 号様式） ☐ 地域防犯カメラ設置費等補助事業収支決算書（第 12 号様式） ☐ 地域防犯カメラの設置（更新・修繕）に要した経費の支払い領収書の写し ☐ 地域防犯カメラ設置（更新・修繕）場所の確定図面（地図等）及び設置（更新・修繕）後の写真 ☐ その他（ ）

地域防犯カメラ設置費等補助事業結果報告書

年 月 日

(あて先) 鎌 倉 市 長

所 在 地
団 体 名
代表者氏名
電話番号

次のとおり結果を報告します。

1 事業実施内容	
2 事業実施後の効果	
3 事業実施後の課題	
4 今後の団体の 活 動 展 望	
5 備 考	

地域防犯カメラ設置費等補助事業収支決算書

内 訳	決算額	備 考
1 収入の部	円	
収入合計	円	
2 支出の部	円	
支出合計	円	

地域防犯カメラ設置費等補助金額確定通知書

鎌 第 号
年 月 日

様

鎌 倉 市 長 印

次のとおり決定したので通知します。

補 助 金 額 円

この補助金は、他の用途へは使用しないこと。